

船舶事故調査報告書

平成30年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年8月12日 14時20分ごろ
発生場所	滋賀県近江八幡市牧水泳場北方沖（琵琶湖南東部） 岡山二等三角点から真方位347°440m付近 （概位 北緯35°08.5′ 東経136°02.6′）
事故の概要	水上オートバイ ^{リウエル} riuEruは、遊走中、漂流中の水上オートバイきよ一船に衝突した。
事故調査の経過	平成29年9月11日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ きよ一船、0.1トン 250-58418 京都、個人所有 B 水上オートバイ riuEru、0.1トン 253-33281 京都、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 B 操縦者B、操縦免許 なし
負傷者	A 軽傷 1人（船長A） B 軽傷 1人（操縦者B）
損傷	A 船体前部に破損 B 船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 水象：波高 約0.5m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人1人を乗せ、機関を停止して漂流していた。 A船は、別の知人1人が乗り込もうとしていたところ、船長Aが、左舷船首方至近に接近したB船に気付くとともに、B船から操縦者Bが落水するのを認めた直後、無人の状態となったB船と衝突した。 B船は、操縦者Bが1人で乗り、遊走していた。 操縦者Bは、前路で漂流中のA船を避けようと思っていたところ、波で船体が跳ね、操縦ハンドルから手が離れて落水した。 B船は、操縦者Bが落水したので、緊急エンジン停止スイッチのコードが外れて減速したものの、A船に衝突した。 操縦者Bは、湖面から顔を出したところ、B船がA船に乗り上げている状況を確認した。
分析	A船は、機関を停止して漂流中、B船が衝突したものと考えられる。 B船は、遊走中、操縦者Bが波で船体が跳ねた際に落水したことが

	<p>ら、無人の状態となり、前路で漂流中のA船に衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者Bは、特殊小型船舶操縦免許を受けていなかったことから、水上オートバイを操縦してはならなかった。</p>
原因	<p>本事故は、B船が、遊走中、操縦者Bが波で船体が跳ねた際に落水したため、無人の状態となり、前路で漂流中のA船に衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・特殊小型船舶操縦免許を受けていない者は、水上オートバイを操縦しないこと。